

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

別府市南部振興基本計画等策定支援委託業務の公募型プロポーザル方式に係る手続開始について、次のとおり公告します。

平成28年8月8日

別府市長 長野恭 紘



### 1 委託業務の概要

#### (1) 業 務 名

別府市南部振興基本計画等策定支援委託業務

#### (2) 業 務 内 容

(1) 基本的な方向性の整理に係る支援業務

(2) 南部振興策の検討に係る支援業務

(i) 事業案の抽出

(ii) 事業性の検討

(iii) 整合性の検討 等

#### (3) 全体像の作成

※詳細は、別紙「別府市南部振興基本計画等策定支援委託業務仕様書」を参照してください。

#### (3) 履 行 期 限

平成29年3月17日(金)

#### (4) 履 行 場 所

南部地区(南地区及び浜脇地区)及びその周辺

#### (5) 事 業 費 限 度 額

本業務の事業費の限度額は9,902,000円(消費税及び地方消費税を含む。)です。

### 2 委託事業者選定方法

委託事業者選定方法の詳細については、別紙「別府市南部振興基本計画等策定支援委託業務公募型プロポーザル募集要項」を参照してください。

### 3 担当部局

別府市建設部都市政策課 都市計画係（担当：籠田、石田）

所在地 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

電話 0977-21-1471（直通）

メールアドレス [cip-co@city.beppu.oita.jp](mailto:cip-co@city.beppu.oita.jp)

ホームページ URL <http://www.city.beppu.oita.jp/>

※お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けています。

### 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない事業者であること。
- (5) 自治体等が発注した地域活性化に資する公民連携（PPP）による公共施設等の整備、管理・運営等を行う業務の調査や助言に関する委託業務を直接受託し、かつ、平成23年

度から平成27年度までにその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を1件以上有していること。

(6) 日常的に本市担当者と緊密な連絡を取ることが出来ること。

(7) 業務を推進する上で必要な経験能力を有する十分な数の技術者を配置すると共に、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置できること。また、管理技術者及び照査技術者を配置できること。なお、管理技術者は本業務を管理、監督する者とし、照査技術者は成果品の内容について技術上の照査を行う者とする。管理技術者と照査技術者は兼任することはできない。

## 5 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式1）（以下「様式1」という。）」を提出してください。

### (1) 受付期間

平成28年8月8日（月）午前9時から平成28年8月22日（月）午後4時まで

### (2) 提出方法

「様式1」に必要事項を記入し、「3担当部局」まで電子メールに添付して提出してください。

電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後「3担当部局」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施し送信してください。

### (3) 回 答

質問及びその回答の内容は、平成28年8月23日（火）までに市のホームページ上で公開します。

## 6 参加申込み及び参加承認

参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式2）（以下「様式2」という。）」、「業務経歴書（過去5年間）（様式3）（以下「様式3」という。）」及

び「様式3」に記載した業務を証明する書類（契約書の写し等）を提出してください。

(1) 受付期間

平成28年8月8日（月）午前9時から平成28年8月25日（木）午後4時まで

(2) 提出方法

「様式2」及び「様式3」に必要事項を記入し、又「業務を証明する書類」をPDF形式ファイルとして作成し、「3担当部局」まで電子メールに添付して提出してください。

なお、添付するデータについては、容量制限（5MBまで）があります。電子メールの表題は「プロポーザル参加申込み（事業者名）」としてください。又、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。メール送信後「3担当部局」に送信確認の電話をしてください。

(3) 参加承認

① このプロポーザルの参加承認の可否の決定は、「3担当部局」から平成28年8月26日（金）午後4時までに参加申込事業者に電子メールにて順次通知します。

② 参加申込事業者は、「3担当部局」の参加承認を受けない限りこのプロポーザルには参加できません。なお、「様式2」、「様式3」及び「業務を証明する書類」を提出したにもかかわらず平成28年8月26日（金）午後4時までに「3担当部局」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「3担当部局」に電話によりご確認ください。

7 提案書等の提出

参加承認を受けた事業者は、以下のとおり審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

(1) 提出期間

平成28年8月26日（金）から平成28年9月2日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。「提案書」「業務工程表」については、会社名等の表示及び応募者が特定できる表現はしないでください。



- ・公募型プロポーザル届出書（様式4）
- ・提案書（任意様式：A4サイズ・普通紙・縦置き・横書き、10ページ以内）
- ・業務経歴書（過去5年間）（様式3）
- ・実施体制調書（様式5-1）
- ・配置技術者調書（管理技術者）（様式5-2）
- ・配置技術者調書（担当技術者）（様式5-3）
- ・業務工程表（任意様式：A3サイズ・普通紙・横置き・横書き（A4に折りたたむ））
- ・見積書（任意様式：A4サイズ・普通紙・縦置き又は横置き・横書き）
- ・誓約書（様式6）
- ・その他（会社概要等のパンフレット・履歴事項全部証明書・配置技術者の健康保険被保険者証の写し、資格を証明する書類の写し）

### (3) 提出方法

- ① 提出書類は、提出部数をまとめて封筒（指定なし）に入れて「3担当部局」まで持参又は書留郵便等受取が確認できる方法で提出して下さい。なお、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなすものとします。

届出書、誓約書、その他：各1部

提案書、業務工程表：各8部

業務経歴書、実施体制書、配置技術者調書、見積書：各1部

- ② 参加承認を受けた場合でも、提出書類を提出しない限りこのプロポーザルには参加できません。

## 8 審査基準及び審査方法

### (1) 審査基準

別紙「採点基準表」のとおり

### (2) 審査方法

「別府市南部振興基本計画等策定支援委託業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。委員会は「採点基準表」に基づき1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）を実施し、委託事業者を選定します。

### (3) その他

① 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

## 9 1次審査（書類審査）

### (1) 審査期間

平成28年9月5日（月）から平成28年9月9日（金）までを予定

### (2) 審査内容

委員会は「採点基準表」に基づき、提出書類に記載された内容を評価項目毎に合計し、総合得点上位5者程度を2次審査（プレゼンテーション）参加事業者として選定します。

なお、1次審査参加事業者が5者以内の場合は1次審査を省略します。

### (3) 結果通知

1次審査の結果は、平成28年9月12日（月）の午後4時までに、「3担当部局」から1次審査参加事業者全員に電子メールにて通知します。なお、同日の午後4時までに「3担当部局」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「3担当部局」に電話によりご確認ください。

## 10 2次審査（プレゼンテーション）

### (1) 実施日

平成28年9月20日（火）を予定

### (2) 会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

### (3) 出席者

3名以内。管理技術者となる方は必ず出席してください。

### (4) 実施の順番

業務提案書の受付順とします。

### (5) 発表時間等

20分程度のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行います。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「3担当部局」に事前に連絡し、機器は各事業者で用意してください。（スクリーンは市で準備します。）

※プレゼンテーションにおいても社名は名乗らないこと。

(6) 審査内容

- ① 委員会は「採点基準表」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価項目毎に合計し、総合得点の最高得点の者を交渉権第1位の事業者として1者選定します。
- ② 総合得点の最高得点と同点の者が複数いた場合、見積金額が低い者を交渉権第1位の事業者とします。又、総合得点の最高得点と同点で見積金額も同額の者が複数いた場合は、くじ引きを実施し、交渉権第1位の者を1者選定します。
- ③ 別府市は交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行います。交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は交渉権第1位に選定された事業者が「11 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合は、その他の参加事業者の中において総合得点の高い事業者の順に①及び②と同様の手続きを行うものとします。
- ④ プレゼンテーションに参加できない事業者は、審査の対象から除外します。

(7) 結果通知

委員会の選定結果は、9月下旬に2次審査参加事業者全員へ「3担当部局」より電子メールにて通知します。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「6 参加申込み及び参加承認」の受付期間終了後に「様式2」、「様式3」及び「業務を証明する書類」が提出された場合
- (3) 「7 提案書等の提出」の提出期間終了後に提出書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員長が失格であると認めた場合

## 12 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式5-1）」に記載する管理技術者・照査技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加事業者と3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。又、別府市と契約を締結する事業者は予定した管理技術者等を配置するものとし、当該管理技術者等の交代については死亡、傷病等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 別府市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容に基づき委託業務を実施するものとし、別府市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、別府市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、別府市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、別府市契約事務規則（平成2年別府市規則第46号）等関係法令等の定めるところによります。
- (9) このプロポーザルの詳細は、「別府市南部振興基本計画等策定支援委託業務公募型プロポーザル募集要項」、「別府市南部振興基本計画等策定支援委託業務公募型プロポーザル募集要項様式集」、「別府市南部振興基本計画等策定支援委託業務仕様書」及び「採点基準表」によります。